

## 令和3年度千葉アイススケート場の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社パティネレジャー（以下「乙」という。）とは、平成25年12月25日付けで甲乙間で締結した千葉アイススケート場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第19条第2項及び第19条第3項並びに第72条第2項の規定に基づき、令和2年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（電気及び蒸気の供給等）

第2条 基本協定書第19条第2項で規定する電気又は蒸気の上限量及び上限量を超過した使用量に応じた対価の計算方法は、次の各号のとおりとする。

- （1）電気の上限量は1年度にあたり250万kWhとし、上限量を超過した使用量については、1kWhあたり18円（税込み）を支払うものとする。
  - （2）蒸気の使用上限量は1年度にあたり6,500GJとし、上限量を超過した使用量に応じた対価の計算方法は1MJあたり1.7円（税抜き）とする。
- 2 電気の供給に関する細目は、別記1に定めるとおりとし、蒸気の供給に関する細目は、別記2に定めるとおりとする。

（利益の還元方法）

第3条 基本協定書第72条第2項で規定する利益の還元方法については、市が発行する納入通知書により市に納付するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。



令和3年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷



乙 東京都豊島区巣鴨2丁目6番1号

株式会社パティネレジャー

代表取締役 荻原 明



## 電力供給規程

## 1 適用

この規程は、千葉市新港清掃工場（以下「工場」という。）から千葉アイススケート場（以下「スケート場」という。）に供給する電力及び電気設備の運用について定める。

## 2 供給内容

## (1) 供給電気仕様

3相3線式、6,600V、50Hz

## (2) 最大供給電力量

500kWh

## 3 維持管理

スケート場は、設備の維持管理について、工場が定めた「自家用電気工作物保安規程」に基づき維持管理を行うこととし、この規程に定めのない事項については、工場と協議の上、適切な維持管理を行うものとする。

## 4 維持管理区分

工場電気室の遮断器（52F13）からスケート場電気室の遮断器（52VCB-R）の一次側断路器ケーブルヘッドまでを工場の管理範囲とし、それ以降の設備については、スケート場の管理範囲とする。

制御ケーブルは、工場中央制御室内の信号受取り端子台までを工場の管理範囲とし、それ以降の設備については、スケート場の管理範囲とする。

連絡用電話は、工場電話交換機からスケート場事務所内端子盤までを工場の管理範囲とし、それ以降の設備については、スケート場の管理範囲とする。

## 5 供給電力量

スケート場は、単位時間当たりの供給電力量が、月初めから月の終わりまでの間で最大供給電力量を超過しないよう運用すること。

工場は、電力需要状況について確認し、最大需用電力量が恒常的に超過する場合はスケート場と電力需要形態等について協議し、双方で改善することとする。

## 6 省エネルギー

工場は第一種エネルギー管理指定工場となっているため、スケート場は、省エネルギーに努めるとともに工場からの管理要望に誠実に対処するものとする。

## 7 設備等の改造および増設

スケート場は、最大供給電力量の変更を伴う設備等の改造及び増設を計画する場合、計画開始1ヶ月前までに工場と協議し了承を得ること。

## 8 報告等

### (1) 日常報告

スケート場は「自家用電気工作物保安規程」等に基づく点検等の記録について、その都度遅滞なく工場に報告するものとする。

### (2) 故障及び事故報告

スケート場は、故障、事故等が発生した場合、速やかに工場に報告すること。

## 9 その他

電力供給にあたり、不明な点や疑義が生じた場合、双方協議の上、電力供給に支障をきたさないよう努めるものとする。

## 蒸気供給規程

## 第1 総則

## 1 目的

この規程は、千葉市新港清掃工場（以下「工場」という。）から、千葉アイススケート場（以下「スケート場」という。）に供給する蒸気の需給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 用語の定義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域導管」とは、工場からスケート場に至る蒸気管及び還水管をいう。
- (2) 「供給管」とは、スケート場の建屋内立ち上り迄の蒸気及び還水管をいう。
- (3) 「受入管」とは、スケート場の建屋内立ち上りから第一減圧弁工場側フランジ迄の蒸気管及び還水ポンプ吐出口以降のフランジ迄の還水管をいう。
- (4) 「計量器」とは、使用量を計量するための流量計をいう。
- (5) 「供給施設」とは、蒸気発生所、地域導管、供給管、元弁及びこれらに付属する施設をいう。
- (6) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁、受入制御盤及びこれらに付属する施設をいう。
- (7) 「使用施設」とは、スケート場の第一減圧弁工場側フランジ以降のスケート場側蒸気管等の設備及び還水ポンプ吐出口以降のフランジ以前のスケート場側迄の還水管等の設備をいう。
- (8) 「圧力」とは、蒸気のゲージ圧力をいう。

## 3 単位及び端数処理

この規程において計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 熱使用量の単位は、1 MJ（1メガジュール）とし、1 MJ 未満の端数は切り捨てる。
- (2) 蒸気使用量の単位は、10 kg（10キログラム）とし、10 kg 未満の端数は、四捨五入する。

## 第2 供給

## 1 供給方式

蒸気管と還水管が独立した2管方式とする。

## 2 供給時間等

### (1) 供給時間

千葉市（以下「甲」という。）は、工場からスケート場に、蒸気を24時間供給する。ただし、工場の定期点検等により蒸気の供給ができない期間は、この限りではない。

### (2) 連絡

株式会社パティネレジャー（以下「乙」という。）は、スケート場の1ヶ月間の操業予定表を、前月の15日迄に、甲に提出するほか、使用開始及び終了しようとする時は、その旨を工場に連絡すること。

## 3 供給条件等

### (1) 蒸気供給条件

甲は、蒸気の供給を、下記の条件で行うものとする。

最大供給蒸気量  $1,230 \text{ kg/h}$

蒸気圧力  $0.75 \text{ MPa G}$  飽和蒸気相当

ただし、場合により数%程度の範囲内で変動する場合は有り得る。

なお、この供給蒸気量は、スケート場内に設置した甲の計量器による。

乙は、当該供給条件に基づき、必要に応じ蒸気圧力の調整を行うものとする。

### (2) 蒸気量の制限

甲は、スケート場への蒸気供給流量が下記の制限流量を超える場合、制御弁により蒸気の供給流量を制限する。

制限流量 蒸気量  $1,230 \text{ kg/h}$

### (3) 還水返送条件

乙は、下記条件に基づき還水返送を行うこと。

#### ア 還水の返送流量

還水返送流量の調整が必要となった場合、乙は、工場の係員の指示に従い、ポンプ吐出側の第1弁の操作等により、還水の返送流量を調整すること。

#### イ 還水の返り温度

還水の標準返送温度は、 $60^\circ\text{C}$ を目安とすること。

#### ウ 還水の返送制限

乙は、供給した蒸気による還水以外の水を返送しないこと。

## 4 供給又は使用の制限若しくは中止

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を制限し、若しくは中止し、又は使用の制限若しくは中止を乙に命ずることができる。甲は、その必要が生じた場合には速やかに乙に連絡する。

- (1) 天災その他の不可抗力（蒸気供給に必要な水道、ガス、電気の寸断など）により供給できない場合。

(2) 供給施設、受入施設又は使用施設に障害が生じた場合。

(3) その他保安上の必要がある場合。

## 5 供給の停止及びその解除

(1) 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、蒸気の供給を停止することができる。

ア 第6の規定により、スケート場の敷地又は建物に甲が立ち入ることを正当な理由なく拒み又は妨害した場合。

イ 蒸気を不正に使用した場合。

ウ 使用施設の修繕等を乙に求めても、それが実行されない場合。

エ その他この契約及び規程に違反し、その旨警告しても改めない場合。

(2) 前項により蒸気の供給が停止した場合、その後、当該停止の事由が解消されたことを甲が確認したとき、甲は、供給の停止を速やかに解除する。

## 第3 使用施設の操作等

### 1 受入施設及び使用施設の操作等

使用施設の操作等は、乙が行うこと。さらに、乙は、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ工場と協議すること。

なお、乙は、操作等について、次の点を留意すること。

(1) 使用開始及び終了時における弁の開閉

使用開始及び終了時の弁の開閉操作は、配管等の損傷防止に配慮し、できるだけ緩やかに操作すること。

(2) 蒸気及び還水の放出

使用施設の修繕その他やむをえず蒸気及び還水を放出する必要がある場合は、あらかじめ工場に予想放出量と作業日時を連絡すること。またこの作業は、工場の係員立会いのもとに行うこと。

(3) 空気抜き

内管頂部の空気抜き装置による空気抜きは、乙において確実に実施すること。

## 第4 保安

### 1 保守及び保安の責任分界

(1) 供給施設等甲の管理する施設は、甲が保守及び保安の責任を負う。

(2) 使用施設は、乙において保守及び保安の責任を負うこと。

## 2 連絡等

- (1) 甲は、供給施設又は甲所有の受入施設に漏洩、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨を乙に連絡し、必要な処置をとるものとする。

なお、保守及び保安に対して万全を期するため、あらかじめ乙において連絡責任者を選任し、甲との連絡体制を確保すること。

- (2) 乙は、受入施設、使用施設に漏洩、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいは使用施設の修繕又は改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに甲及び工場に連絡し、応急処置をとること。

応急処置とは、アイススケート場内の供給側の第1弁を閉じる等適切な処置をとることをいう。

## 3 受入施設及び使用施設の改善

- (1) 甲は、保安上必要と認めた場合は、受入施設(計量器、制御弁を除く)及び使用施設について修繕、撤去、改造若しくは特別の施設の設置を乙に求める。

- (2) 乙は、乙が管理する使用施設について、機器の修繕、取替、改善を行う場合には、施行実施の30日前迄に甲の承諾を得ること。

## 4 供給施設等の損傷防止

乙は、供給施設及び受入施設に損傷を与えないようにすること。

## 第5 蒸気計量について

### 1 蒸気計量

蒸気使用量は甲が測定し、乙に毎月通知する。

### 2 超過蒸気使用熱量の計算

- (1) 蒸気の計量は甲が行う。

- (2) 年度蒸気使用量は、原則として年度(4月1日の0時から翌年3月31日の24時迄の間)の集計とする。

- (3) 超過蒸気使用熱量の算定は、次のとおりとする。

$$\text{超過蒸気使用熱量} = (\text{年度蒸気使用量} - \text{年度協定書に定める蒸気の量}) \times 2.260 \text{ MJ/kg}$$

### 3 計量器故障時等の措置

計量器の故障その他の原因により蒸気流量を正しく計量できなかった場合、その期間の蒸気使用熱量は、その期間直前3ヶ月間の蒸気流量の平均値、前年同期間の実績蒸気流量又は取り替えた計量器による蒸気流量等を参考に甲が決定する。

第6 立入調査等

甲は、検査、調査及びその他の作業のため必要が生じた場合には、スケート場に立ち入ることができる。乙は、これに協力しなければならない。



